○附属機関の設置等に関する条例(一部抜粋)

昭和28年4月7日

条例第2号

改正 平成25年7月5日条例第40号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭 51 条例 38·一部改正)

(附属機関の設置)

第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務	
和歌山県河川整備審議会	県が管理する河川の整備に関する方針、 ての重要事項の調査審議に関する事務	計画及び評価につい

(執行機関への委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

(和歌山県河川審議会条例の廃止)

2 和歌山県河川審議会条例(平成11年和歌山県条例第15号)は、廃止する。

附 則(平成25年7月5日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。